

# 宮代町都市計画審議会について

## 資料 2

### 1 組織概要

都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項に基づき設置された町の附属機関です。

組織及び運営に関しては同条第3項において、市町村条例において定めることとされており、審議会委員に任命する委員及び定数については、市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の基準に従うこととされています。

政令による具体的な基準は、以下のとおり定められています。

- ① 委員については、学識経験者及び議会議員は必置。県職員等関係行政機関の職員及び住民は任意。
- ② 定数については、5人以上35人以内。

当町においては、政令の基準や宮代町市民参加条例の考え方等を踏まえ、宮代町都市計画審議会条例第2条において、18人以内をもって組織することが定められています。

	任命区分	選出方法等	任期
必置	1号委員 (識見を有する者)	次の機関に推薦を依頼 ①日本工業大学 ②宮代町商工会 ③宮代町農業委員会 ④宮代町教育委員会	2年
必置	2号委員 (町議会議員)	宮代町議会に対して推薦依頼を行い選出	議会議員の在任期間
任意	3号委員 (関係行政機関)	次の機関より選任 ①杉戸警察署長 ②杉戸県土整備事務所長 ③東部環境管理事務所長	署長等の在職期間
任意	4号委員 (住民)	公募	2年

### 2 職務

都市計画審議会は、主に以下の事項について調査審議を行います。

- ①埼玉県決定又は変更権限のある都市計画に対する建議  
→ 区域区分、都市計画道路など
- ②市町村決定又は変更権限のある都市計画  
→ 用途地域、地区計画、防火指定など
- ③市町村長の諮問に応じた都市計画に関する調査審議

### 3 会議公開の原則

都市計画審議会は、「宮代町附属機関の会議の公開に関する規則」「宮代町市民参加条例」の規定により、都市計画審議会の会議資料及び会議録は原則として公開します。

### 4 最近の審議事項（平成 30 年度～令和 4 年度）

議案	年度	名称	内容
29	H30	都市計画区域区分の変更（県決定）	宮代和戸横町地区の市街化区域編入
30		都市計画用途地域の変更（町決定）	宮代和戸横町地区の工業地域指定
31		都市計画防火地域及び準防火地域の変更（町決定）	宮代和戸横町地区の準防火地域指定
32		都市計画公共下水道の変更（町決定）	宮代和戸横町地区の汚水排水区域の追加
33		都市計画土地区画整理事業の変更（町決定）	宮代和戸横町地区の土地区画整理事業決定
34		都市計画地区計画の変更（町決定）	宮代和戸横町地区の地区計画指定
35	R 元	宮代町都市計画マスタープランの策定について	
36	R4	幸手都市計画道路の変更について（町決定）	都市計画道路 3.4.58 号春日部久喜線の延伸
37		宮代町立地適正化計画の策定について	

### 5 参 考

宮代町は、幸手都市計画区域に位置付けられていることから、都市施設等の都市計画決定に際しては、構成市町と歩調を合わせる必要があります。

- 幸手都市計画区域構成市町（1市2町）  
幸手市、杉戸町、宮代町